

# 山梨県公報

第二千七百九十一号

平成三十年

五月十七日

木曜日

## 公 告

● 土地改良区役員の退任  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、南アルプス土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成三十年五月十七日

山梨県知事 後 藤 斎

| 役職名 | 氏 名  | 住 所             | 退 任 年 月 日  |
|-----|------|-----------------|------------|
| 理事  | 飯野俊明 | 南アルプス市飯野五百四十三番地 | 平成三十年三月三十日 |

## 公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年五月十七日

山梨県警察本部長 青 山 彩 子

### 目 次

|                  |     |
|------------------|-----|
| ○保安林の指定施業要件の変更予定 | 一三五 |
| 公 告              |     |
| ○土地改良区役員の退任      | 一三五 |
| 公安委員会            |     |
| ○一般競争入札について      | 一三五 |
| その他              |     |
| ○裁決手続の開始         | 一三七 |

### 告 示

山梨県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年五月十七日

山梨県知事 後 藤 斎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 富士吉田市大明見字七曲四三八〇
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

- こととされた者（同項の規定により定められた期間を経過した者を除く。）でないこと。
- 3 平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成三十年山梨県告示第百十一号）の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
- 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九条第一項の更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者のみならず。
- 6 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談

役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の（一）から（四）までのいずれかに該当する者のいない法人であること。

- （一）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- （二）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- （三）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
- （四）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

#### 四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係 電話〇五五―二二一―〇一一〇
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成三十年六月四日（月）までの山梨県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の交付場所において交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成三十年六月二十七日（水）午前十一時 山梨県防災新館二階聴聞室
- 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成三十年六月二十六日（火）午後四時までに山梨県警察本部生活安全部通信指令課通信運用係（郵便番号四〇〇―八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に必着すること。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部

長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成三十年六月十八日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することがある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げる参加資格のうち、一つでも満たさなかつた場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部生活安全部通信指令課(電話〇五五―二二一―〇一―一〇)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: lease of Radio Car

Locator Systems, 1 set

2 Date and time for tender: 11:00 AM June 27, 2018

3 Bureau in charge: Communication Command Division, Community Safety

Department, Yamashashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marunouchi Kofu  
Yamashashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

その他

● 裁決手續の開始

土地取用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次とおり裁決手續の開始を決定した。  
平成三十年五月十七日 山梨県 収用委員会

一 起業者の名称 山梨県

二 事業の種類 基幹農道整備事業東八中央東地区(山梨県笛吹市御坂町竹居字横堰地内から同市八代町竹居字山ノ神地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事

三 裁決手續の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類別表のとおり

六 裁決手續の開始を決定した年月日 平成三十年五月十日

(別 表)

| 裁決手続開始を決定した土地                  |          |    |    |                      | 土地所有者  |                                 | 土地に關して所有権以外の權利を有する關係人   |        | 備考 |                        |
|--------------------------------|----------|----|----|----------------------|--------|---------------------------------|---|--------|----|------------------------|
| 所在                             | 地番       | 地目 |    | 地積 (m <sup>2</sup> ) | 実測     | 収用しようとする土地の面積 (m <sup>2</sup> ) | 氏名及び住所  | 氏名及び住所 |    | 權利の種類                  |
|                                |          | 公簿 | 現況 |                      |        |                                 |   |        | 公簿 |                        |
| 山梨県<br>笛吹市<br>御坂町<br>竹居字<br>横堰 | 4664 番   | 畑  | 畑  | 331                  | 332.54 | 190.24                          | 藤巻 もぎ<br>ただし、同人は昭和24年12月20日死亡<br>法定相続人は次のとおり                  |        |    | 収用しようとする土地は別図のとおり(別図略) |
|                                | 4679 番 1 | 畑  | 畑  | 450                  | 450.69 | 0.25                            | 持分 72 分の 7 藤巻 文惠 山梨県笛吹市御坂町竹居 3 3 0 3 番地                       |        |    |                        |
|                                | 4680 番   | 畑  | 畑  | 793                  | 792.53 | 419.85                          | 持分 24 分の 1 小倉 一也 宮城県仙台市青葉区あけぼの町 1 番 4 3 号                     |        |    |                        |
|                                | 4681 番   | 畑  | 畑  | 588                  | 587.75 | 17.62                           | 持分 144 分の 7 飯島 初美 栃木県栃木市藤岡町太田 1 1 0 7 番地                      |        |    |                        |
|                                | 4686 番   | 畑  | 畑  | 393                  | 397.00 | 75.07                           | 持分 216 分の 7 吉永 悦子 東京都杉並区西荻北 3 丁目 1 2 番 1 3 - 3 0 7 号          | なし     | なし |                        |
|                                |          |    |    |                      |        |                                 | 持分 216 分の 7 吉永 泳子 千葉県我孫子市柴崎台 1 丁目 1 0 番 2 0 - 2 0 4 号 モナーク天王台 |        |    |                        |
|                                |          |    |    |                      |        |                                 | 持分 216 分の 7 吉永 護 茨城県稲敷郡美浦村大字美駒 2 5 0 0 番地 2 A-33 棟 1 0 5 号    |        |    |                        |
|                                |          |    |    |                      |        |                                 | 持分 3 分の 1 藤巻 照人 山梨県笛吹市御坂町竹居 3 3 4 3 番地                        |        |    |                        |
|                                |          |    |    |                      |        |                                 | 持分 3 分の 1 菊嶋 淳 山梨県笛吹市石和町下平井 7 2 5 番地                          |        |    |                        |